

令和3年度図書館職員初任者研修

研修資料

○ 講義「図書館入門」	1
○ 講義「利用者と接する際の心構え」	3
○ 講義「収集から整理まで, 修理道具の紹介」	5
○ 講義「著作権」	8
○ 講話「障害者サービス入門」	13
○ 講義・見学「業務に役立つ広島県立図書館の図書館サービス」	20
○ 自己紹介カード	24

日 時 令和3年10月8日(金)
午前10時～午後4時
場 所 広島県情報プラザ2階第1研修室

広島県立図書館

令和3年度図書館職員初任者研修

1 日 時

令和3年10月8日（金）午前10時～午後4時

2 場 所

広島県情報プラザ2階第1研修室（広島市中区千田町三丁目7-47）

3 日程及び内容

9：30～10：00 受付

10：00～10：05 開会行事

10：05～10：55 講義「図書館入門」県立図書館職員

11：05～11：35 講義「利用者と接する際の心構え」県立図書館職員

11：35～12：00 講義「収集から整理まで，修理道具の紹介」県立図書館職員

12：00～13：00 休憩

13：00～13：55 講義「著作権」県立図書館職員

14：05～14：20 講義「障害者サービス入門」県立図書館職員

14：20～14：55 講義・見学「業務に役立つ広島県立図書館の図書館サービス」県立図書館
職員

15：05～15：55 感想交流「研修により得たもの，今後やりたいこと」

15：55～16：00 閉会行事

はじめに

「コロナ禍」が続く中での図書館サービスについて

1 公共図書館の理念と図書館法について

- (1) ユネスコ公共図書館宣言
- (2) 学習権宣言(ユネスコ)
- (3) 図書館法
- (4) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- (5) 公立図書館の任務と目標

※ 図書館に関する法令

学校図書館法, 国立国会図書館法, 大学設置基準, 身体障害者福祉法

※ 図書館サービスの関連する法令

子どもの読書活動の推進に関する法律, 文字・活字文化振興法, 著作権法, 個人情報
の保護に関する法律等, 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律, 視覚障害者等
の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法)

2 公共図書館のサービスと運営の基本
ランガナタンの「図書館学の五法則」

3 図書館の仕事
直接サービス

間接サービス

※図書館は地域の情報拠点・世界につながる「窓」

4 役に立つ図書館に

役に立つ図書館をアピールする

「調べる」を「くっきり」させる……例 ビジネス支援, 健康情報提供等

※図書館は, 図書も雑誌も視聴覚資料も電子情報も併せて提供できる場所

子供に「読む力」をつけるのは大切な仕事

参考 文部科学省『人・まち・社会を育む情報拠点を目指して 図書館実践事例集』
ビジネス支援：鳥取県立図書館，広島市立図書館，小山市立図書館等
まちづくり：小布施町立図書館まちとしょテラソ，海士町立図書館
恩納村文化情報センター等
アーカイブス：豊中市立図書館(北摂アーカイブス)等
情報発信：飛騨市図書館，三次市立図書館等
子ども読書：有田川ライブラリー等
健康情報：国立がん研究センターがん対策情報センター>プロジェクト>がん情報
普及のための医療・福祉・図書館の連携プロジェクト

おわりに（図書館で仕事をして6か月経過した皆さまへ）

業務をする上で大切にしたいこと（図書館に関する法律や条例など）

- (1) 図書館設置条例，管理運営規則等
- (2) 図書館の自由に関する宣言
- (3) 図書館員の倫理綱領

利用者と接する際の心構え

広島県立図書館調査情報課

1 はじめに

図書館の3要素

「 」「 」「 」

2 図書館サービスの意義

図書館サービスとは

「図書館の基本的機能は、情報資源へのアクセスを保障し、利用者のあらゆる資料要求、情報要求を充足することにある。これを実現するための諸活動を図書館サービスという。」

3 図書館職員としての心構え

(1) 利用者に対する接遇とコミュニケーション

ア 挨拶、言葉遣い

イ 服装

ウ 一般的な留意点

- ① 正しくわかりやすく感じよく話すこと。
- ② 相手にわかる言葉で話すこと。
- ③ いつも明るく接すること。
- ④ 聞き上手であること。
- ⑤ あいづちとつながぎを適切にすること。
- ⑥ 必要以上に丁寧にならないこと。
- ⑦ 利用者とのコミュニケーションを不必要に引き延ばさないこと。

エ カウンターで注意すること

- ① 図書館を代表して接していることを、絶えず自覚していること。
- ② 利用者からの質問や問合せに、いつでも応じられるようにすること。
- ③ 面倒がるようなそぶりや冷淡な様子は見せないこと。
- ④ 誰にでも公正および公平な態度で接すること。
- ⑤ 図書や資料などを受け渡すときは、必ず利用者の顔を見て「お待たせしました」など一声かけること。
- ⑥ 苦情を受けたときは、利用者のペースに巻き込まれないように、かつ利用者の立場を考えて冷静に対処すること。
- ⑦ 言葉遣いについては、少なくとも敬語を自然に使えるようにしておくこと。

(2) 図書館職員としての心構え

資料を知る，利用者を知る，資料と利用者を結び付ける。

できるだけ「分かりません」，「知りません」，「できません」と言わないようにしたい。どうしても言わなくてはいけない場合かどうか，吟味する。

4 利用者のプライバシーの保護

図書館が知り得る事実

- ① 利用者の氏名，住所，勤務先，在学名，職業，家族構成など
- ② いつ来館（施設を利用）したかという行動記録，利用頻度
- ③ 何を読んだかという読書事実，リクエスト及びレファレンスの内容
- ④ 読書傾向
- ⑤ 複写物入手の事実

5 おわりに

- (1) カウンターマニュアルの作成
- (2) 館内で気になる利用者への対応について

参考文献

『図書館ハンドブック 第6版補訂2版』日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会／編，日本図書館協会，2016

『図書館サービス概論 第2版』（ライブラリー図書館情報学5）金沢みどり／著，学文社，2016

『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説 第2版』日本図書館協会図書館の自由委員会／編，日本図書館協会，2004

『みんなで考える こんなときどうするの？：図書館における危機安全管理マニュアル作成の手引き』日本図書館協会図書館政策企画委員会『こんなときどうするの？』改訂版編集チーム／編，日本図書館協会，2014

『図書館が危ない！：運営編』鎌水三千男，中沢孝之，津森康之介／著，エルアイユ，2005

「収集から整理まで」

広島県立図書館資料課
岡田 起代子

1

目次

- I 出版流通
 - 1 出版界の概況
 - 2 出版物の流通ルート
- II 蔵書構成と図書選択
 - 1 蔵書構成
 - 2 収集方針
 - 3 図書選択
 - 4 資料の種類
- III 受入れから配架まで
 - 1 受入れまで
 - 2 受入れ
 - 3 整理
 - 4 配架

2

I 出版流通

1 出版界の概況

令和2年の紙と電子を合算した出版市場は、前年比4.8%増の1兆6,168億円。紙のみの出版市場は1.0%と小幅な減少にとどまり、電子出版は28.0%増と大きく伸長した。出版市場全体における電子出版の占有率は24.3%と昨年から4.4%上昇し、2割を超えた。

出版点数・発行銘柄数(令和2年)

書籍 新刊点数 68,608点 前年比 3,295点減

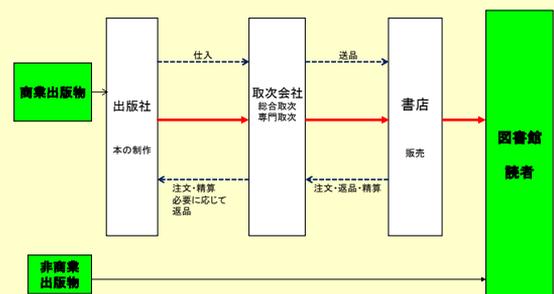
雑誌 2,626点 前年比 108点減

(参考)『出版指標年報 2021年版』公益社団法人全国出版協会出版科学研究所※

※ 取次ルートを経由した一般出版物を対象に推計したもので、日本の全出版物を対象にしたものではない。

3

2 出版物の流通ルート



4

II 蔵書構成と図書選択

1 蔵書構成

図書館の目的・期待される役割は、それぞれの図書館の目的や役割によって違いがある。

(1) 公立図書館

住民の多様なニーズに応えるため、幅広い範囲の図書、雑誌、新聞、視聴覚資料、地域の資料などを提供する。

(2) 市町村立図書館と都道府県立図書館の違い

市町村立図書館は、住民の身近な図書館として、児童図書や、日常の問題解決に役立つ参考図書、教養書、実用書、読み物などを収集する。都道府県立図書館では、市町村立図書館からの要求に応えることができる資料をそろえる必要がある。

5

2 収集方針

(1) 成文化と公開

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」
(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

6

○ 広島県立図書館資料収集方針

1 目的

「小説・教養書・実用書を中心に、親しみやすい蔵書構成を目指す
市町立図書館とは一線を画し、専門性の高い図書や郷土資料等を
中心に調査研究に役立つ蔵書構成を目指す」

○ 広島県立図書館資料選択基準

【参考】広島県立図書館トップページ>当館について>図書館運営方針
>収書方針
資料収集方針や選択基準等を公開しています。
http://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/?page_id=335

7

(2) 収集方針の内容

ア 目的

イ 図書館の自由との関連

「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」日本図書館協会
日本図書館協会のホームページに全文掲載あり。
<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/Default.aspx>

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

8

2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の
選択および収集を行う。

その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に
立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排
除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄した
り、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入れにあたっても同様である。

図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、
それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と
協力を得るようにつとめる。

9

ウ 資料選択の組織と責任

エ 資料の種類と範囲

オ 除籍・廃棄についての原則

カ 収集方法

(3) 改訂

社会状況や住民の要求に対応できるよう、見直しを
行い、必要があれば改訂する。

10

3 図書選択

(1) 選書の方法

(2) 館内組織

(3) 外部意見、利用者の声

(4) 評価

(5) 除架、除籍

11

4 資料の種類

(1) 商業出版物と非商業出版物

(2) 印刷資料と非印刷資料

(3) ネットワーク系電子資料

※ 国立国会図書館

図書館向けデジタル化資料送信サービス

http://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/index.html

歴史的音源の公立図書館等への配信提供に関するページ

<http://dl.ndl.go.jp/ja/rekion4Lib.html>

12

III 受入れから配架まで

(県立図書館の例)

1 受入れまで

【購入】

選定→発注→納品・検収→受入れ

【寄贈】

寄贈受付→礼状→選定→受入れ

選定→寄贈依頼→礼状→受入れ

13

2 受入れ

資料にバーコードを貼り、書名、著者名、出版者などのデータを登録する。

(1) MARC(マーク)

(Machine Readable Cataloging)

種類: JAPAN/MARC, TRC MARCなど

(2) 自館作成データ

郷土資料など、MARCデータがない場合

14

3 整理

(1) 分類

日本十進分類法(NDC)

分類記号 → 025.1

図書記号 → 119シ

巻冊記号等 →

分類記号の桁数、図書記号、別置記号

→それぞれの図書館で決める

(2) 目録

日本目録規則(NCR)

15

(3) 装備

- ・ バーコード
- ・ 蔵書印
- ・ ラベル
- ・ 正誤表、付録・はさみ物等

16

4 配架

- ・ 棚作り
- ・ 展示
- ・ 資料管理



- ・ 類似の資料が別々の場所に分かれる場合はサインを充実させるなど、工夫する。
(例: 植物470と園芸620)
- ・ 一つのテーマの下に、様々な資料を集めて紹介するテーマ展示をすると、普段は目に付かない資料が利用される効果がある。

17

御清聴ありがとうございました。

参考文献

- 『出版指標年報 2021年版』全国出版協会出版科学研究所, 2021
- 『図書館情報資源概論』馬場俊明／編著, 新訂版, 日本図書館協会, 2018
- 『図書館ハンドブック 第6版補訂2版』日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会／編, 日本図書館協会, 2016
- 『図書館の自由に関する事例集』日本図書館協会図書館の自由委員会／編, 日本図書館協会, 2008
- 『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説 第2版』日本図書館協会図書館の自由委員会／編, 日本図書館協会, 2004
- 『蔵書構成と図書選択 新版』河井弘志／編, 日本図書館協会, 1992
- 『収集方針と図書館の自由』日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会／編, 日本図書館協会, 1989
- 『われらの図書館』前川恒雄／著, 筑摩書房, 1987

18

著作権入門

広島県立図書館

1 著作権について

(1) 著作物とは

著作物 = 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

次にあげるものは著作物であっても、著作権がない。

ア 憲法そのほかの法令（地方公共団体の条例，規則も含む。）

イ 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示，訓令，通達など

ウ 裁判所の判決，決定，命令など

エ アからウの翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

(2) 著作者の権利

ア 著作者の人格権（著作者の人格的利益を保護する権利）

公表権(18条)	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利 ※ 日記，手書き原稿，書簡，古いアルバムの写真等
氏名表示権(19条)	著作物に著作者名を付すかどうか，付す場合に名義をどうするかを決定する権利
同一性保持権(20条)	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利 ※ 白黒コピー，拡大縮小は許される範囲と解釈

イ 著作権(財産権)(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)

複製権(21条)	著作物を印刷，写真，複写，録音，録画その他の方法により有形的に複製する権利 ※ コピー，デジタル化，写真撮影，録音，録画など
上演権・演奏権(22条)	著作物を公に上演し，演奏する権利 ※ 録音されたCDやレコード再生も上演に該当
上映権(22条の2)	著作物を公に上映する権利 ※ DVD，マイクロ資料の閲覧，上映など
公衆送信権等(23条)	著作物を公衆送信し，あるいは，公衆送信された著作物を公に伝達する権利 ※ メール配信，放送，アップロード，FAX送信など
口述権(24条)	著作物を口頭で公に伝える権利 ※ 朗読
展示権(25条)	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
頒布権(26条)	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利 ※ ビデオやDVDの貸出し，新品販売
譲渡権(26条の2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には，譲渡権が及ばない) ※ 図書やCDなどの新品販売
貸与権(26条の3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利 ※ 図書やCDなどの貸出し
翻訳権・翻案権等(27条)	著作物を翻訳し，編曲し，変形し，脚色し，映画化し，その他翻案する権利

二次的著作物の利用に関する権利(28条)	翻訳物，翻案物などの二次的著作物を利用する権利
----------------------	-------------------------

(3) 著作権の保護期間

著作物の種類	保護期間
実名（周知の変名を含む。）	死後70年間 ※
無名・変名	公表後70年（死後70年経過が明らかであれば，その時点まで）※
団体名義の著作物	公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは，創作後70年）※
映画の著作物	公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは，創作後70年）

※ 平成30年12月30日法改正により，50年→70年に延長

《保護期間の計算方法》

公表又は死亡時の翌年1月1日から起算する。

例) 手塚治虫（周知の変名）…没年月日（平成元（1989）年2月9日）

平成2（1990）年1月1日から起算，令和41（2059）年12月31日まで保護
（参考）「著者の没年を調べるには」（国立国会図書館リサーチ・ナビ）

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100009.php

【資料1】著作権法（抜粋）

【資料2】著作権法の改正について（お知らせ）

(4) 著作物の利用

原則，著作物を使う場合には，著作者等から許諾を得なければならない。

次のような場合に，著作者等の許諾なしに利用できる。

ア 例外規定に該当（著作権法第30条～第47条の10）

著作権法では，一定の「例外的」な場合に著作権等を制限して，著作者等に許諾を得ることなく自由に利用できることとしている。

なお，この場合，第50条により著作者人格権は制限されない。

イ 別途，契約している

商用データベース等，契約で使用許諾条件が別に定められている場合は，契約の範囲内で利用できる。

ウ 著作者の意志表示

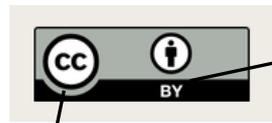
自由利用を許諾する表示があれば，表示の範囲で利用できる。

例) 文化庁の自由利用マーク



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一例



BY：著作者と作品タイトル等の表示が条件

CC：コピーや改変，二次利用もOK

エ 著作物であっても著作権の権利が働かない法律や法令（1（1）参照）等

オ 著作物ではないもの

2 図書館業務と著作権

(1) 図書館等における複製（著作権法第31条）

次の場合、複製することができる

- ・ 複製行為の主体が図書館等（公共図書館、大学図書館その他の政令で定める施設）であること ※
- ・ 営利を目的としない事業として行うこと
- ・ 図書館資料を用いて行うこと

※ 著作権法施行令第1条の3により、司書（又は相当する職員）の配置が必要

ア 複写サービスとして利用者に提供する場合（第1号）

次の場合、複製することができる

- ・ 図書館等の利用者の求めに応じ
- ・ その調査研究の用に供するために
- ・ 公表された著作物の一部分を
（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物は全部）
- ・ 一人につき一部

※ 「公表された著作物」

イ 図書館資料の保存のための複製（第2号）

- ・ 所蔵している資料について、欠損・汚損部分の補完のための複製
- ・ 損傷しやすい古書・稀覯本の保存のための複製（デジタル化含む。）

※ ただし、デジタル化は可能でも、デジタル化したものをインターネットに公開することには「公衆送信権」が働くため、無許可ではできない。

ウ 入手困難な図書館資料の複製（第3号）

他の図書館への提供のための複製の場合には、絶版等一般に入手することが困難である資料の複製を求められたものであること

【資料3～5】

3 「公立図書館における複写サービスガイドライン」(平成24年7月6日 全国公共図書館協議会)(<https://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/index.html>)

4 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン(平成18年1月1日 社団法人日本図書館協会, 国公私立大学図書館協力委員会, 全国公共図書館協議会)(<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/239/Default.aspx>)(4, 5共通)

5 複製物の写り込みに関するガイドライン(平成18年1月1日 社団法人日本図書館協会, 国公私立大学図書館協力委員会, 全国公共図書館協議会)

(2) 視覚障害者等のための複製等（著作権法第 37 条第 3 項）

ア 録音資料等を利用できる人

- ・ 視覚に障害のある人
 - ・ 発達障害等により著作物を視覚的に認識できない人
 - ・ 障害により、ページがめくれないなどの理由で活字を読むことが困難な人
- 障害者手帳の有無によらず、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態等により、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な人が対象。

利用対象者に該当するかは、各図書館がガイドライン（資料 6）により判断する。

※ 平成 21 年度改正で、「視覚による表現の認識に障害のある者」に、平成 30 年度改正では更に、「その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」に拡大。

イ 公共図書館等は、著作物の文字を音声にする等により、複製することができる。ただし、同じものが販売等されている場合は製作できない。

ウ 図書館等は、第 37 条第 3 項により製作した障害者用資料を、貸出、公衆送信（メール送信）、譲渡することができる。

エ 公共図書館・点字図書館・学校図書館等、政令で定められた施設で製作した資料を、相互にコピー、ダウンロードしたもののコピーをすることができる。

【資料 6】

図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン(2010年2月18日 2019年11月1日一部修正 国公立大学図書館協力委員会, 公益社団法人全国学校図書館協議会, 全国公共図書館協議会, 専門図書館協議会, 社団法人日本図書館協会) (<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/228/Default.aspx>)

(3) 営利を目的としない上演等（著作権法第 38 条）

ア 営利を目的とせず、観客から料金をとらない場合は、公表された著作物を上演・演奏・上映・口述することができる。

ただし、出演者などに報酬を支払う場合はこの例外規定は適用されない。

例) おはなし会, 映画上映会

イ 営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金をとらない場合は、公表された著作物の複製物を貸与することができる。ただし、ビデオなど映画の著作物の貸与については、その主体が政令（施行令第 2 条の 3）で定められた視聴覚ライブラリー等及び政令（施行令第 2 条の 2 第 1 項第 2 号）で定められた聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（非営利目的のものに限る）に限られ、さらに、著作権者への補償金の支払いが必要となる。

例) 図書・CD の貸出し, 補償金処理済み DVD 等の貸出し

【資料 7】

読み聞かせ団体等による著作物の利用について（2017 年改訂版 旧児童書四者懇談会／参加団体（現：児童書出版会・著作者懇談会）日本児童出版美術家連盟 日本児童文学者協会 日本児童文芸家協会 日本書籍出版協会児童書部会） (<http://www.jbpa.or.jp/guideline/readto.html>)

《Q & Aで参考になるインターネットサイト》

- 1 著作権なるほど質問箱（文化庁）※令和3年9月現在，メンテナンス中。
(<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/naruhodo/>)
- 2 著作権Q & A（公益社団法人著作権情報センター）
(<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>)
- 3 大学図書館における著作権問題Q & A 第9版（国公立大学図書館協力委員会
大学図書館著作権検討委員会）
(<https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf>)
- 4 著作権に関する教材，資料等（文化庁）
(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>)

《参考文献》 【 】は，当館請求記号

- 『著作権テキスト 令和3年度』文化庁ホームページ
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93293301_01.pdf)
- 『図書館サービスと著作権』改訂版第3版 日本図書館協会著作権委員会／編 日本図書館協会 2007【015/107ニ】
- 『Q & Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』第4版 黒澤節男／著 太田出版 2017
【015/117ク】
- 『障害者サービスと著作権法』第2版 日本図書館協会障害者サービス委員会，日本図書館協会著作権委員会／編 日本図書館協会 2021【015.9/121ニ】
- 『著作権法逐条講義』六訂新版 加戸守行／著 著作権情報センター 2013【021.2/113カ】
- 『著作権法コンメンタール 1～3』小倉秀夫，金井重彦／編 第一法規 2020
【021.2/120オ/1～3】

参考文献について，平成30年法改正（保護期間70年等）以前に発行されている資料は，保護期間に御留意のうえ，参照してください。

障害者サービス入門

広島県立図書館調査情報課

1 障害者サービスとは

2 障害者サービスの対象

(1) 図書館利用の障害

- ア 物理的障害
- イ 資料利用の障害
- ウ コミュニケーションの障害

(2) 具体的な対象者

- ア 身体障害者（肢体・聴覚・視覚・内部・重複等）
- イ 精神障害者
- ウ 知的障害者
- エ 発達障害者
- オ 高齢で利用に障害のある人
- カ いわゆる「寝たきり」状態の人
- キ 妊産婦，病気やけが等による一時的な障害状態
- ク 入院患者
- ケ 施設入所者
- コ 受刑者等矯正施設入所者
- サ 戸籍上の性別に違和感のある人
- シ 在日外国人，日本国籍だが日本以外の文化的背景を基礎にしている人

(3) 対象を理解するための留意点

人により状態や事情が異なる： 先天的な障害・中途障害，一次障害に起因する二次・三次障害，障害を他の機能で補う能力等

※ 障害者サービスの登録の必要性 郵送・宅配サービスが利用可能かの確認

3 障害者サービスの手法

(1) 図書館の利用を支援する

- ア 利用案内
- イ 施設設備の整備
 - サイン・看板等表示，スロープ，点字ブロック，障害用駐車場・トイレ
- ウ コミュニケーションの確保・態度
 - コミュニケーションボード，点字・手話・外国語対応等
- エ ホームページ，利用者OPAC等
- オ 障害者サービス用機器
 - 拡大読書器，デイジー再生機（プレクストーク），音声パソコン，音読読

- 書機，磁器誘導ループ（ヒアリングループ）等
- カ 読書支援用具
 - リーディングトラッカー，ループ等
- キ 行事
 - 研修会，セミナー，展示会・体験会，操作支援
- ク 専用書架 等
- (2) 資料を利用者へ届ける
 - 郵送貸出，宅配サービス，電子書籍の配信サービス
 - 施設入所者へのサービス，入院患者へのサービス
- (3) 利用者の使える形に変換した資料を提供する
 - ア 大活字本
 - イ LLブック
 - ウ 録音資料
 - エ 点字資料
 - オ 音声デイジー，マルチメディアデイジー
 - カ 布の絵本，触わる絵本
 - キ 字幕・手話入り映像資料，音声解説つき映像資料
- (4) 資料を利用者へ提供する方法を整える
 - ア 対面朗読
 - イ サピエ図書館
 - ウ 資料の製作
- 4 おわりに
 - 「障害者サービス体験会」11月3日（水・祝）9：30～17：00
 - 広島県立図書館

参考

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）
- 『図書館利用に障害のある人々へのサービス 上巻 利用者・資料・サービス編』日本図書館協会障害者サービス委員会／編 日本図書館協会 2018
- 『図書館利用に障害のある人々へのサービス 下巻 先進事例・制度・法規編』日本図書館協会障害者サービス委員会／編 日本図書館協会 2018
- サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）<https://www.sapie.or.jp>
- 市町立図書館障害者サービス実態調査（令和2年12月）結果概要

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
 - ・円滑な利用のための支援の充実
 - ・点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
 - ・関係者間の連携強化 など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
 - ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
 - ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
 - ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
 - ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
 - ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
 - ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
 - ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ⑦情報通信技術の習得支援（15条）
 - ・講習会・巡回指導の実施の推進 など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：公布の日

サピエを活用しています

サピエが実現した 視覚障害者が本を選べる環境 岡山県立図書館 島津屋護さん(司書)

当館では2011年にサピエを導入しました。サービス開始時にはチラシを作り、岡山県内の図書館や視覚障害者センター、病院や特別支援学校などへのアナウンスに力を入れ、新聞紙上でも案内を行いました。この結果、導入前は100冊程度しかなかったデジターの貸し出し件数が2013年には約6000冊と飛躍的に増加しました。潜在ニーズがあったのだと思います。再生機器を持っていない利用者が自分の機器を購入するまでの間、当館で用意したプレクストークなどの再生機器も40台ほどを貸し出しています。

当館では録音図書の製作はしておらず点字図書館から借りる一方なのですが、朗読ボランティア養成などに協力しています。

サピエを活用する一番のメリットは利用者の方が本を選べる環境ができたことです。途中で失明された方が「長い間読書をあきらめていたが本を読む楽しさを取り戻せた」とおっしゃるのを聞くと司書としてのやりがいを感じます。

視覚障害者と図書館をつなぐ 本のソムリエに 千葉県立西部図書館 松井進さん

千葉県には3つの県立図書館があり、障害者サービスの登録者数は3館合同で、400~500名です。当館がサピエ(当時は「ないぶネット」)に加入したのは10年ほど前です。利用者さんの中には自分でパソコンを利用してサピエを検索しオンラインリクエストをする方も、曖昧な書籍の情報をもとに電話で本の選択について相談してくる方もいます。最近では、点字よりも音声データのリクエストが増えています。デジターがスマートフォンで読めるようになったことも大きな進歩です。映画に副音声のついたシネマ・デジターや、月刊の文芸誌や週刊誌などの録音雑誌にも人気があります。インターネットを見て話題の情報には常に注意を払っています。ドラマや映画の原作、本屋大賞やミステリー大賞、直木・芥川などの文学賞の情報も目が離せません。

図書館は情報の扉を開く場所。私自身も視覚障害者で本と人をつなぐ仕事をしていますが、自分を、目の悪い方と図書館をつなぐ、「本のソムリエ」だと思っています。

VOICE 利用者の声

デジター図書で 読書三昧の日々です

中村裕子さん(千葉県)



私は以前から本や漫画が好きだったので、中途失明により読書ができなくなったのが一番のショックでした。でも地域の公立図書館を通してサピエの本を電話でリクエストできるようになり本当に幸せです。私が好きな本はダーク・ピット・シリーズやトム・克蘭シーの作品で、時代物では佐伯泰英や平岩弓枝の「はやぶさ新八御用旅」シリーズを借ります。自宅では料理をする時も洗濯物を干す時も一日中聞くと読書をしています。旅行にもSDに入れて携帯型のデジター再生機を持って行くほど読書に親しんでいます。

お問い合わせ

詳しくは電話、メールで下記サピエ事務局へお問い合わせください。

E-MAIL: sapie-jimu@naiiv.net TEL・FAX: 06-6441-1078

特定非営利活動法人

全国視覚障害者情報提供施設協会(全視情協) サピエ事務局

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-13-2

E-MAIL: sapie-jimu@naiiv.net TEL・FAX: 06-6441-1078

www.sapie.or.jp

「サピエ」を活用して 読書が困難な人にも 開かれた図書館に



障害者差別解消法により、公立図書館は読書が困難な人も図書館を利用できるように、合理的配慮*をすることが求められます。

2014年1月、日本は国連の障害者権利条約を批准しました。そして、障害がある人もない人も生きやすい社会を目指して、2016年4月1日から障害者差別解消法が施行されます。

*合理的配慮：障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過重な負担にならない範囲で提供される必要かつ合理的な条件整備をいいます。



WHAT is sapie?

サピエを使って
利用者に
情報が届くまで

サピエのしくみ

サピエは、視覚障害者や活字による読書に困難のある人が利用できるコンテンツ（点字データ、音声デージーデータ等）をはじめ、暮らしに役立つ身近な情報などさまざまな情報を提供するネットワークで、2010年4月から運用を始めています。



※サピエは、ラテン語のsapientia（サピエンティア＝知識、叡智）を語源とし、それを呼びやすいように短くしたものです。

PROCESS

プロセス

1

- 視覚障害等の利用者から図書のリクエストの電話が入ります。
- 担当者はサピエが交付するログインIDとパスワードを使い書誌を検索したり、点字、音声デージー、テキストデージー、シネマ・デージーなどのコンテンツをダウンロードします。
- 著者名、キーワードが曖昧な場合にも検索により希望の作品を絞り込むことができます。

2

- 利用者の希望するメディア（点字図書、CDなど）で貸し出します。
- サピエ上にデータがなくても、書誌が登録されていれば、その所蔵館にリクエスト（オンラインリクエスト）して、現物の貸し出しを受け、それを利用者に郵送して貸し出します。

サピエを利用できる人

- 視覚障害者
- その他視覚による表現の認識に障害のある人（学習障害、発達障害、知的障害等、読みの障害のある人）
- 寝たきりやまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない人

※公共図書館において登録が必要

Q1 サピエにはどんな種類のデータがどのくらいありますか？

点字、音声デージー、テキストデージー、マルチメディアデージー、シネマ・デージーの5種類のデータがあります。

[コンテンツ登録数] (2014年8月現在)

点字：	159,850 タイトル
音声デージー：	55,715 タイトル
テキストデージー：	883 タイトル
マルチメディアデージー：	42 タイトル
シネマ・デージー：	105 タイトル

※書誌総目録数：878,828 タイトル

Q2 サピエを活用している施設や団体はどのくらいありますか？

点字図書館や公共図書館、ボランティア団体など288施設・団体が加盟しています。また、12,923人の個人会員が直接利用しています。(2014年3月現在) 最近は公共図書館の加盟が増えており、すでに点字図書館数を上回っています。

● 点字図書館：	86
● 公共図書館：	109
● 大学図書館：	7
● 盲学校：	17
● ボランティア団体：	43
● その他：	26

Q3 サピエを利用するために必要な機材は？

パソコンとインターネット環境さえあれば視覚障害者等個人会員の登録窓口としてスタートできます。また、オンラインリクエストによって所蔵館から借り受け、利用者に貸し出すことはすぐにできます。その後は、予算に応じて必要な機材をそろえてください。

[あれば役立つ機材]

- CD にデータを書き込めるパソコン ● CD コピー機
- CD 郵送ケース等
- 点字編集ソフト ● 点字プリンタ
- コンピュータ用点字用紙等

Q4 サピエの法的根拠は何ですか？

サピエは、著作権法第37条を法的根拠とし、公表された著作物を、点字データ、音声デージーデータをはじめ、視覚障害者等（視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある人）が必要とする方式によってデータを製作し、対象者に公衆送信を行うことが認められています。

Q5 サピエの利用料はどのくらいかかりますか？

施設会員の年間利用料は4万円です。

*「利用料」は「図書購入費」等の科目に替えることも可能です。図書館が設定する予算科目に対応できます。また、図書館の事情によって、会員種別を選択します。詳しくは、サピエ事務局にご相談ください。

「市町立図書館障害者サービス実態調査」結果（概要）

令和2年12月実施

※ 障害者サービスを実施している市町における割合

1 全般

- (1) 障害者サービスを実施している市町 91% 実施していない市町 9%
- (2) 実施している障害者サービスの内容（複数回答）
環境整備 87%，資料の収集 78%，郵送等による貸出し 61%，病院や施設等への団体貸出し 57%，関係部局との連携 39%，対面朗読 22%，録音図書等の製作 17%，行事の実施 17%
- (3) 担当職員 特に決まっていない 65%，兼任 17%，専任 9%，実施していない 9%

2 利用者登録の方法※

一般のサービスの利用者登録と障害者サービスの登録は別の登録を行っている 14%，行っていない 62%，その他 24%

3 個人貸出している関連資料（複数回答）

大活字本 83%，点字絵本 78%，LLブック 74%，点字資料 70%，朗読CD 61%，さわる絵本・布絵本 48%，音声DAISY 43%，カセットテープ 39%，障害者用字幕・手話入りDVD・ビデオ 26%，読み上げ機能付き電子書籍 17%等

4 サピエ図書館・国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス※

利用者へ提供している 9% 利用者へ提供していない 91%

5 利用対象者（視覚障害者用資料の貸出しや対面朗読サービス等）※

活字による読書に困難のある人 22%，視覚障害者に限定しているが障害者手帳の所持を問わない 67%，その他 11%

6 郵送・宅配による貸出の費用（このサービスを実施している14市町中）

往復図書館が料金を負担する 29%，片道分の料金を図書館が負担する 14%，全額利用者負担 7%，経費が掛かる場合は実施しない 7%，その他 43%

7 障害者サービス用資料の製作（点訳，音訳，DAISYの編集，さわる絵本，布の絵本）※

実施している 24%

8 障害者サービスに関して作成している資料等（複数回答）

方針・要項 35%，利用案内（障害者サービスの紹介）30%，利用案内（一般用を拡大したもの）9%，障害者サービス用資料の目録 9%，図書館報 4%

9 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行を受けて新たに導入する機器・設備・予定しているサービスの有無

特に取り組んでいない 54%

実施した・実施する予定 46%（障害者用駐車場の整備，点字ブロック，リーディングトラッカー，大活字本，LLブック，電子図書，デイジー再生機器，対面朗読，音声資料目録の作成，サピエ，郵送貸出しサービスの利用者拡大・送料負担）

- 10 障害者サービスを実施するうえでの課題（複数回答）
ニーズの把握 91%， 職員の知識・スキル 70%， 機器・環境 61%， 資料 61%， その他 9%
- 11 障害者サービスを充実させるために広島県立図書館が支援できること（広島県立図書館にやってもらいたいこと）
- ・ 研修
「障害者サービスに関する職員研修」, 「巡回訪問・運営相談での研修」, 「手話・点字等実務に活かせる研修」, 「資料や機器の貸出と取扱い方法」, 「多様な分野における障害者サービスの研修（認知症と図書館, 視覚障害者サービス, 知的障害者サービス, ユニバーサルデザインとバリアフリー, 活字による読書が困難な方への読書支援）」, 「障害者サービスに関する基本的なプログラムから上級プログラムまで各種の研修コースを充実させてほしい」, 「以前まとまった日程がとれなかったためWEBなどを利用した講習等もあればよいと思います」
 - ・ 「各図書館と情報交換ができる機会」
 - ・ 資料
「相互貸借によるサピエ図書館のデータ利用のためのマニュアル」, 「利用者へのパンフレット」
 - ・ 県立図書館の実施している障害者サービスの紹介, 相談への対応
「以前, 障害者サービス体験会（令和2年11月3日実施）にお邪魔した際, とても丁寧に教えていただいた。今後も分からないことがあれば相談させていただきたい」, 「県立図書館の障害者サービスの内, 市町図書館と連携できるサービスの利用案内を分かりやすく図解にさせていただきたい」
 - ・ 利用者向け出前講座（デジタイズ図書再生機の使い方やサピエ図書館のデータ送信サービス）
 - ・ 利用者のニーズの実態の把握方法
- 12 図書館の障害者サービスを充実させるために広島県立視覚障害者情報センターに支援してもらいたいこと（やってもらいたいこと）
- ・ 図書館職員を対象にした研修
 - ・ 「障害者サービスに関する新しい情報を教えてもらいたい」
 - ・ 「音訳ボランティアの育成や講座などについてご協力ご指導いただきたい」
 - ・ 「情報センターの資料の貸出など, 障害のある利用者と直接やり取り」
 - ・ 「（広島県立図書館所蔵資料による）地域連携事業等, 障害者サービスの周知・啓発展示を希望する際, 視覚障害者情報センター所蔵の資料等も借受可能にしてほしい」
 - ・ 「リニューアルパソコンなど安価に入手できる方法の情報提供をお願いしたい」
 - ・ 「音訳CDの利用者の掘り起こしや広報等に協力してもらいたい」
 - ・ 「利用者のニーズや実態を把握する情報を各市町におろしてほしい」

1 「協力サービスの手引」

2 「来(ら)いぶらりネット@ひろしま(広島県域図書館情報ネットワーク)利用の手引」

(1) 一般向けホームページ

来(ら)いぶらりネット@ひろしまアドレス(<http://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/>)



県内図書館職員用

図書館向けホームページの入口
(ログインページへ遷移します。)
システムID、パスワードの入力が必要です。

県内図書館職員用

(2) 図書館向けホームページ

The screenshot shows the homepage of the Hiroshima Prefecture Library Network. It features a top navigation bar with three main sections: '蔵書をさがす' (Find books), '県内図書館の蔵書を探す' (Find books in prefectural libraries), and '新聞・雑誌総合目録' (Newspaper and magazine index). A left sidebar contains a 'メニュー' (Menu) with various options like '蔵書検索' and '相互貸借の管理'. The main content area is divided into sections: '参加館からのお知らせ' (News from participating libraries), '休館情報' (Library closure information), and 'メッセージ' (Messages). Callouts 1-7 highlight specific elements: 1 points to the '蔵書をさがす' button, 2 to the '県内図書館の蔵書を探す' button, 3 to the '新聞・雑誌総合目録' button, 4 to the '運営相談' (Operational consultation) link in the sidebar, 5 to the '参加館からのお知らせ' link, 6 to the 'サービスの手引' (Service manual) link, and 7 to the '読書会用図書目録' (Reading club book list) link.

- ① 広島県立図書館の蔵書を探す（県立図書館蔵書検索）
- ② 県内図書館の蔵書を探す（横断検索）
- ③ 県内図書館新聞・雑誌総合目録
- ④ 運営相談
- ⑤ 協力レファレンス
- ⑥ サービスの手引
- ⑦ 読書会用図書目録

②横断検索

情報検索 詳細検索 新規サイト登録 検索履歴管理

広島県 百年

検索先: 全てのサイト 広島県立図書館 広島県立図書館

検索サイト情報

検索結果一覧 1件~4件(HIT 4 : GET 4)

検索条件: 全て選択 出力 出版年降順 20件

検索結果:

- 1 広島県立広島工業高等学校 寄贈する百年史 記念事業編 2
広島県立広島工業高等学校図書/編者--広島県立広島工業高等学校創立100--119112
[この本を借受要求する]
- 2 寄贈する百年史
広島県立広島工業高等学校図書/編者--広島県立広島工業高等学校創立100--119112
[この本を借受要求する]
- 3 日本赤十字社広島県支部百年史 資料編
日本赤十字社広島県支部--広島県日本赤十字社広島県支部--119113
[この本を借受要求する]

③新聞・雑誌総合目録

過去の運営相談

過去の運営相談の内容はこちら

運営相談は、県立図書館が内容を確認後、公開し、運営相談を登録する際は、まず、次のとおり

- 「公開フラグ」……「非公開」
- 「問合せ先」……「管理者のみ」

運営相談

▼運営相談

全て 自分のみ 新規登録 回答あり 解決

検索

受付ID	質問種別	件名	状態	登録日
112	図書館サービスに関する問合せ	[0419]新04211200[新] 新型コロナウイルス感染症への4月22日「水」以降の対応について(4月19日12時現在)	回答あり	2020/04/19
111	図書館サービスに関する問合せ	[0412]新04141600[新] 新型コロナウイルス感染症への対応について(4月14日12時現在)	解決	2020/04/10
110	図書館サービスに関する問合せ	[0327]新0329[新] 新型コロナウイルス感染症への対応について(3月27日12時現在)	解決	2020/03/27
109	図書館サービスに関する問合せ	[0309]新0310[新] 新型コロナウイルス感染症への対応について(3月9日12時現在)	解決	2020/03/04
108	図書館サービスに関する問合せ	[0228]新0229[新] 新型コロナウイルス感染症への対応について(2月28日12時現在)	解決	2020/02/27

④運営相談

過去の運営相談

過去の運営相談の内容はこちら

運営相談は、県立図書館が内容を確認後、公開し、運営相談を登録する際は、まず、次のとおり

- 「公開フラグ」……「非公開」
- 「問合せ先」……「管理者のみ」

運営相談

▼運営相談

全て 自分のみ 新規登録 回答あり 解決

検索

受付ID	質問種別	件名	状態	登録日
112	図書館サービスに関する問合せ	[0419]新04211200[新] 新型コロナウイルス感染症への4月22日「水」以降の対応について(4月19日12時現在)	回答あり	2020/04/19
111	図書館サービスに関する問合せ	[0412]新04141600[新] 新型コロナウイルス感染症への対応について(4月14日12時現在)	解決	2020/04/10
110	図書館サービスに関する問合せ	[0327]新0329[新] 新型コロナウイルス感染症への対応について(3月27日12時現在)	解決	2020/03/27
109	図書館サービスに関する問合せ	[0309]新0310[新] 新型コロナウイルス感染症への対応について(3月9日12時現在)	解決	2020/03/04
108	図書館サービスに関する問合せ	[0228]新0229[新] 新型コロナウイルス感染症への対応について(2月28日12時現在)	解決	2020/02/27

⑤協力レファレンス

メニュー

グループベース
飛いぶりネットトップ
県立図書館検索
検索結果
県内新聞雑誌総合目録
読書会利用図書目録
県内図書館等蔵書案内
サービスの手引
相互貸借の管理
文獻複写申込み(様式)
相互貸借・文獻複写取
お知らせ
運営情報
参加者からの知らせ
協力レファレンス
統計管理
参加者管理

広島県立図書館

事例キーワード検索

キーワード: かつ

ジャンル:

検索

⑥サービスの手引

サービスの手引 (市町用ページ)

- 来いぶりネット@ひろしま利用の手引(令和2年4月)(PDF形式)
- 「インターネット予約貸出しサービス」の一部拡大に係る協力受取館マニュアル(マニュアル、別紙)(Word形式)
- 協力サービスの手引(令和2年4月)(PDF形式)
- 申込書等様式(Word形式)

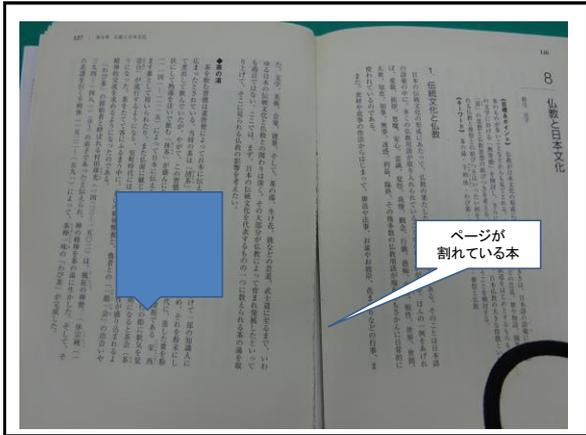
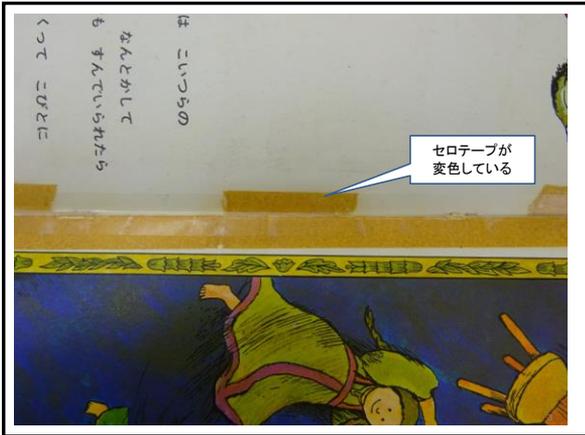
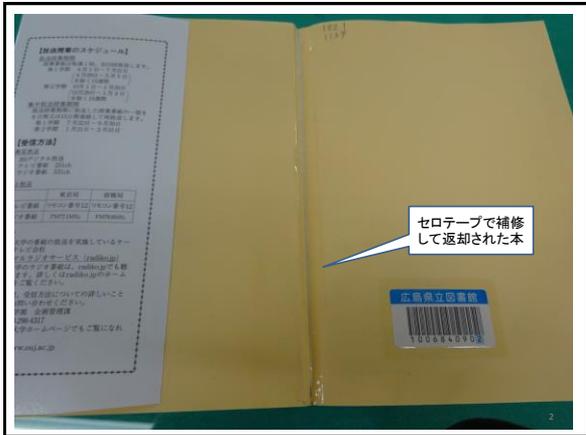
各手引(PDF), 申込書等の様式(Word形式)をダウンロードできます。

令和3年度図書館職員初任者研修

資料の修理用具等の使い方

広島県立図書館 資料課 中原綾乃

1



ビニール糊
左:ラベル用 右:製本用



7



製本用ビニール糊で
ページを貼る

8

ビニール糊で補修
した本を固定する



9

補修テープ



10

補修テープ(和紙)

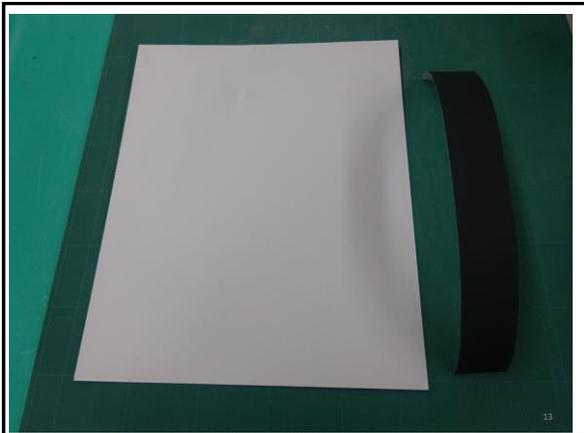


11

ホッチキス針(ステンレス製)
製本テープ



12



中性紙の封筒



図書館用品カタログ



ありがとうございました